

## 表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、シリアの調査、研究、防除並びに本会の運営について功績があった者を表彰するための規程を定めたものである。

### (表彰の対象)

第2条 表彰の対象者は会員とする。ただし、会員外であっても功績が顕著と認められる者は、表彰の対象とすることができる。

### (表彰の基準)

第3条 連携団体が推薦する表彰は次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

- 一 シリア及び腐朽の調査研究について功績が顕著と認められたもの。
- 二 防蟻・防腐方法及び材料並びに防除薬剤を開発し、防蟻・防腐対策上有効と認められたもの。
- 三 協会、連携団体の運営に5年以上貢献し、その功績が特に顕著と認められたもの。
- 四 防除施工業務に20年以上従事し、その功績が特に会員の模範と認められたもの。
- 五 前各号以外のものであって、本会及び連携団体への功績が顕著であり連携団体の長が表彰するに値すると特に認められたもの。

2 本会が推薦する表彰は次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

- 一 本会の運営に5年以上貢献し、その功績が特に顕著と認められたもの。
- 二 前項第一号、第二号のもの、及び本会への功績が顕著であり会長が表彰するに値すると特に認められたもの。

### (表彰推薦の手続)

第4条 前条第1項に該当すると認められるものを推薦しようとする者は、様式に定める書式により、連携団体の長に提出するものとする。

2 受理した連携団体の長は、内容を審査し、推薦することが妥当であると認められるときは、様式に定める書式のほか必要な書類を副申請書を添えて会長に提出するものとする。

3 前条第2項に該当すると認められるものを推薦しようとする者は、様式に定める書式のほか必要な書類を副申請書に添えて提出するものとする。

### (表彰者の決定)

第5条 前条による推薦の提出があった表彰者については、企画運営委員会で表彰の妥当性について審査し、妥当と認められた場合は、理事会の承認を得て決定するものとする。

### (表彰の方法)

第6条 表彰は毎年開催される全国大会において、表彰者に副賞を添えて表彰状を授与するものとする。ただし、別途催しを行ったときに表彰することができる。

附 則 (昭和59年3月30日理事会承認)

この規程は、昭和59年3月30日から施行する。

附 則 (平成3年4月11日理事会承認)

本規程第5条の一部改正については、平成3年4月11日から施行する。

附 則 (平成24年2月8日理事会決議)

この規程の一部改正は、平成24年2月8日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日理事会決議)

この規程の一部改正は、平成30年3月26日から施行する。